

## 6.1 照明設備に関する法規・基準

6-1

### 6.1.1

#### 照明設備に関連する主な法規及び基準

照明設備に関連する主な法規・基準は、国の法規を中心に各協会や学会などの基準、規格から構成されています。(表1.1、表1.2)

表1.1 照明設備に関する法規・基準構成表(その1)

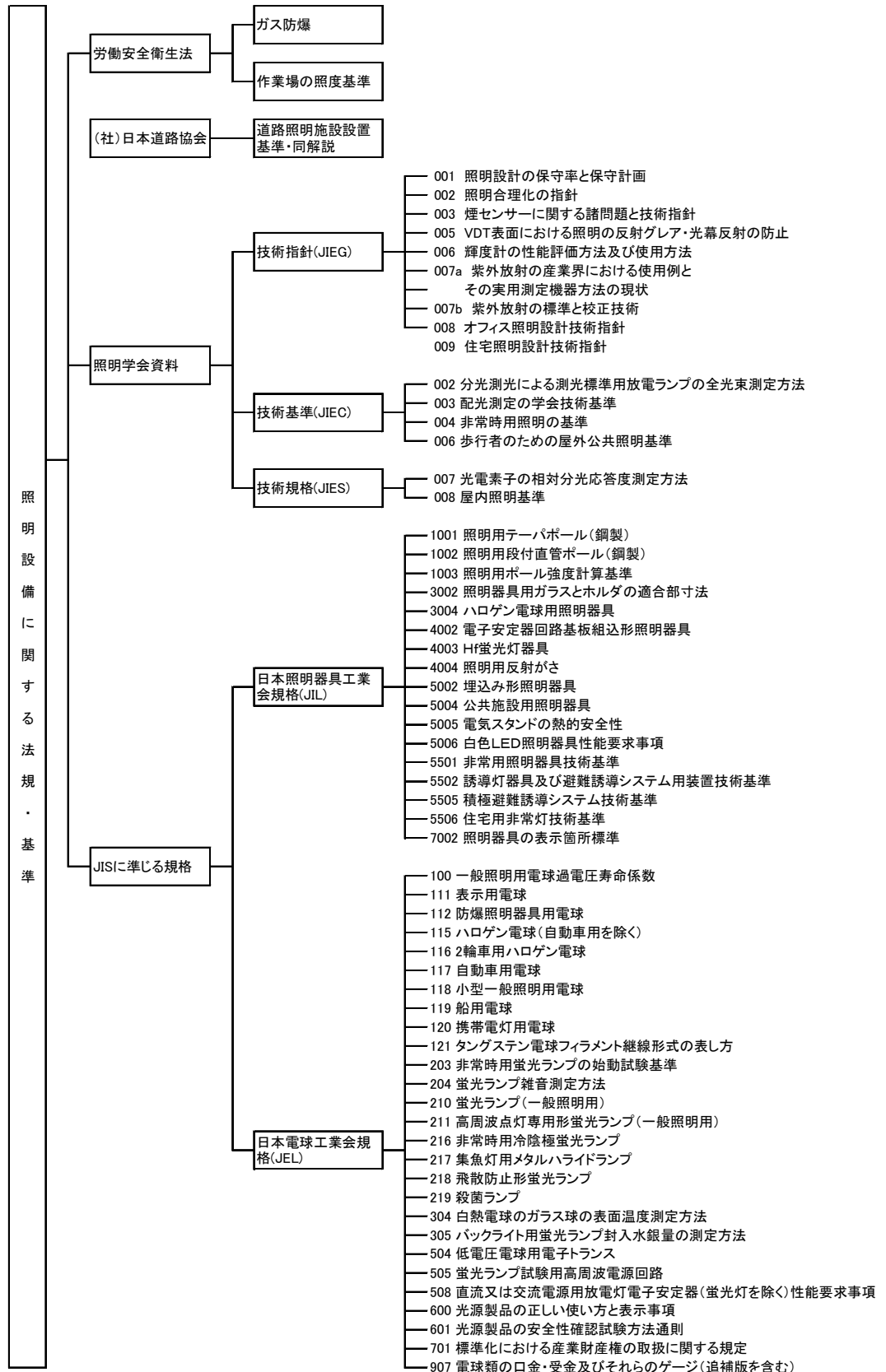
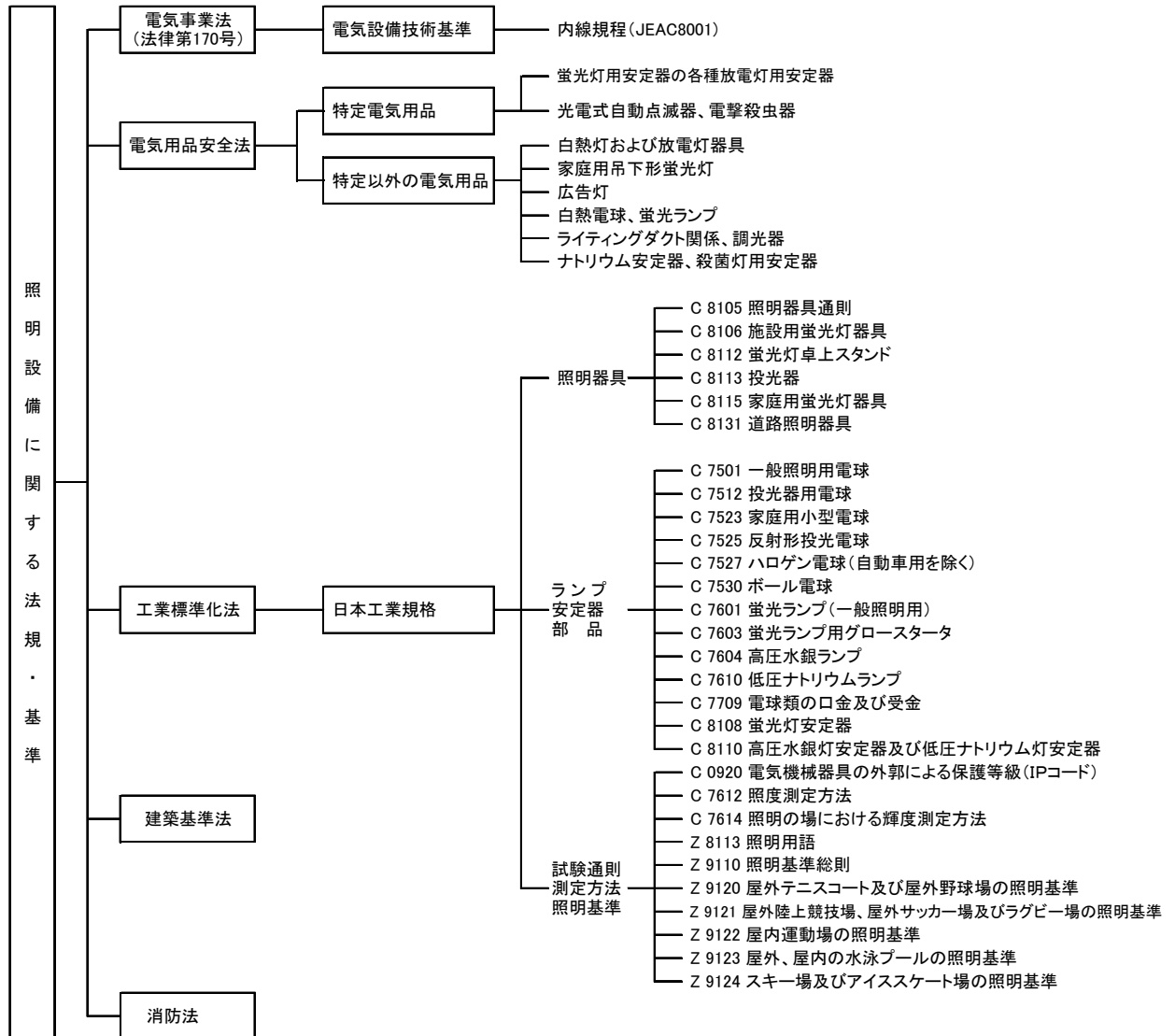




表1.2 照明設備に関する法規・基準構成表(その2)



## 6.1.2 照明設備に関する法規及び基準の概要

照明設備に関する主な法規及び基準の概要を表1.3に示します。

表1.3 照明設備に関する法規及び基準の概要

電 気 事 業 法	電気事業法は昭和39年7月11日法律第170号として制定され、電気事業および電気工作物の保安の確保について定められている法律である。
電 気 用 品 安 全 法	電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として定められている。昭和36年に制定された電気用品取締法に替わり、平成13年に「電気用品安全法」として施行されている。
特 定 電 気 用 品 	事故による危険度が高いとされる品目の電気用品は、電取法では甲種電気用品とされ、電安法では特定電気用品と改称された。特定電気用品は経済産業省に認定された検査機関(この検査機関自体も規制緩和された)へ持ち込んで適合性検査を受け、◇PSEマーク(正しくはひし形の中にPSEの文字が書かれたもの)と検査機関名(または記号やロゴマークなど)を表示することになっている。
特 定 以 外 の 電 気 用 品 	甲種以外の電気用品は、電取法では乙種電気用品とされた。電安法ではこれを特定以外の電気用品と改称し、新たにOPSEマーク(正しくは丸の中にPSEの文字が書かれたもの)を表示することになった。なお、Sマーク制度は引続き存在しており、この場合はOPSEマークとSマークが併記される。
工 業 標 準 化 法	適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進し、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、国家標準の一つである。通称JIS(日本工業規格)
建 築 基 準 法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律である。安全性・安定性の基準を設けることで、国民の生活をより快適かつ安全なものになることを目的としている。
消 防 法	火災を予防、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災や地震等の災害による被害を軽減することで安寧秩序を保持して、社会公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である。
省 エ ネ 法	燃料資源の効率的利用を行うため、工場、建築物および機械器具についてエネルギー消費の合理化を推進することにより、経済の発展に寄与することを目的とした法律である。
グ リ ー ン 購 入 法	平成13年4月から施行され、国や地方公共団体にグリーン購入を義務づけ、環境への負荷の低減に配慮した製品やサービスを優先的に購入する法律である。照明では、Hf蛍光ランプ、高圧ナトリウムランプが対象製品となっている。
電 気 設 備 に 関 す る 技 術 基 準 を 定 め る 省 令 ( 電 気 設 備 技 術 基 準 )	電気事業法に基づき、発電用設備の原動機などを除く電気工作物の技術基準を定める通商産業省令。行政手続法に基づく審査基準でもある。平成9年に全面改訂された際に機能性基準となり、その具体例については同年5月に「電気設備の技術基準の解釈について」として公表されている。
労 働 安 全 衛 生 法	労働安全衛生法は、1972年従来の労働基準法の労働安全衛生部分が独立する形で制定され、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進を目的とする法律である。

### 6.1.3 照明器具工業会技術資料

照明器具工業会技術資料の一覧表を表1.4に示します。

表1.4 技術資料一覧表

番号	技術資料名
112	住宅の食卓用つり下げ形白熱灯器具
114	照明経済計算方法
119	防爆照明器具の保守基準作成のためのガイド
122	誘導灯活性化装置の動作システム
123	誘導灯器具及び非常用照明器具の保守・点検方法
126	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則
127	照明器具の耐震設計・施工ガイドライン
128	省エネ法・特定機器「蛍光灯器具」のエネルギー消費効率測定方法
129	高荷重・耐熱形引掛シーリングローゼット用じか付形照明器具の取付部構造
130	照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法
131	照明器具の温度試験方法
132	電柱共架形高圧放電灯器具
133	P形コンパクト形蛍光ランプの誤使用防止方法
135	照明器具及び照明器具関連部品の特定化学物質の含有判断基準
136	照明器具の環境配慮に関する評価基準
137	照明器具用端子台
138	展示業務照明用投射器の反射がさ、グローブ及び照明カバーの温度
139	昇降装置の安全指針

器具工業会「技術資料((社)日本照明器具工業会規格 技術資料)(PDF)」、  
[http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/standard/tech\\_2008d.pdf](http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/standard/tech_2008d.pdf)  
 (閲覧日:2010年8月17日)

## 6.1.4 照明器具工業会ガイド

照明器具工業会ガイド一覧表を表1.4に示します。

表1.4 署名器具工業会ガイド一覧表

番号	技術資料名
101	住宅の食卓用つり下げ形白熱灯器具のカタログ表示について
102	照明器具の銘板等の表示
103	照明器具(住宅用)の大きさの表現について
105	高周波点灯式蛍光灯器具の指針
106	オフィス照明器具の選択及び適用
108	誘導灯器具及び非常用照明器具の耐用年限
109	公共施設用照明器具確認図作図方法
110	防爆照明器具の耐用年限
111	建築物等に施設する照明器具の耐用年限
112	照明機器及びそのシステムの安全に関する基本原則
113	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置等の表示及び適正使用のための説明事項
114	照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値
115	安全確保及び適正使用のための照明器具の表示
116	障害光低減のための屋外照明機器の使い方ガイド
117	照明器具及び照明用ボールの耐塩害に関するガイド
118	省エネ法・特定機器「蛍光灯器具」の法令解説と運用に関するガイド
119	容器包装リサイクル法に基づく照明器具製造等事業者のためのガイド
120	省エネ法・特定機器「蛍光灯器具」の省エネラベリング表示要領
121	住宅用カタログにおける適用量数表示基準
122	照明器具の容器包装識別表示に関するガイド
123	照明器具の保証制度及びアフターサービスの適用に関する表示ガイド
125	家庭用照明器具の製造時期表示に関するガイド
126	照明設備に係わるエネルギーの効率的利用判断基準(ポイント法)の解説及び運用のQ&A
127	施設用照明器具の製造時期表示に関するガイド
128	白熱灯器具の光学性能に関する表示についてのガイドライン
129	照明器具の寿命の啓発と安全確保のためのカタログ、取扱説明書等への表示ガイド
130	照明器具「安全チェックシート」及びその表示ガイド
131	UGRガイド
132	インバーター式蛍光灯防犯灯・街路灯の公衆街路灯契約時における入力容量の算定及び表示方法

器具工業会「ガイド((社)日本照明器具工業会 ガイド)(PDF)」、  
[http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/standard/guide\\_2008d.pdf](http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/standard/guide_2008d.pdf)  
 (閲覧日:2010年8月17日)

## 6.1.5

### 照明設備に関連する特定電気用品


特定電気用品は、115品目定められており、 のマークが付されます。表1.5に照明に関連するものを記載しました。

表1.5 照明設備に関する特定電気用品一覧表

配線器具		変圧器・安定器	
30	タンブラースイッチ	74	おもちゃ用変圧器
31	中間スイッチ	75	その他の家庭機器用変圧器
32	タイムスイッチ	76	電子応用機械器具用変圧器
33	ロータリースイッチ	77	蛍光灯用安定器
34	押しボタンスイッチ	78	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
35	プルスイッチ	79	オゾン発生器用安定器
36	ペンダントスイッチ	交流用電気機械器具	
37	街灯スイッチ	111	磁気治療器
38	光電式自動点滅器	112	電撃殺虫器
39	その他の点滅器	113	電気浴器用電源装置
40	箱開閉器	114	直流電源装置
41	フロートスイッチ		
42	圧カスイッチ		
43	ミシン用コントローラー		
44	配線用遮断器		
45	漏電遮断器		
46	カットアウト		
47	差込みプラグ		
48	コンセント		
49	マルチタップ		
50	コードコネクタボディ		
51	アイロンプラグ		
52	器具用差込みプラグ		
53	アダプター		
54	コードリール		
55	その他の差込み接続器		
56	ランプレセプタクル		
57	セパラブルプラグボディ		
58	その他のねじ込み接続器		
59	蛍光灯用ソケット		
60	蛍光灯用スターターソケット		
61	分岐ソケット		
62	キーレスソケット		
63	防水ソケット		
64	キーソケット		
65	プルソケット		
66	ボタンソケット		
67	その他のソケット		
68	ねじ込みローゼット		
69	引掛けローゼット		
70	その他のローゼット		
71	ジョイントボックス		

電気用品安全法 経済産業省 2007年12月21日

## 6.1.6

照明設備に関連する特定電気用品以外の電気用品

特定電気用品以外の電気用品は339品目定められており、(PS<sub>E</sub>) のマークが付されます。表1.6に照明に関連するものを記載しました。

表1.6 照明設備に関する特定電気用品以外の電気用品一覧表

光源・光源応用機械器具		交流用電気機械器具		配線器具	
278	写真焼付器	326	電灯付家具	9	リモートコントロールリレー
279	マイクロフィルムリーダー	327	コンセント付家具	10	カットアウトスイッチ
280	スライド映写機	328	その他の電気機械器具付家具	11	カバー付ナイフスイッチ
281	オーバーヘッド映写機	329	調光器	12	分電盤ユニットスイッチ
282	反射投影機	330	電気ペンシル	13	電磁開閉器
283	ビューワー	331	漏電検知器	14	ライティングダクト
284	エレクトロニックフラッシュ	332	防犯警報器	15	ライティングダクト用のカップリング
285	写真引伸機	333	アーク溶接機	16	ライティングダクト用のエルボー
286	写真引伸機用ランプハウス	334	雑音防止器	17	ライティングダクト用のティ
287	白熱電球	335	医療用物質生成器	18	ライティングダクト用のクロス
288	蛍光灯ランプ			19	ライティングダクト用のフィードインボックス
289	電気スタンド			20	ライティングダクト用のエンドキャップ
290	家庭用つり下げ型蛍光灯器具			21	ライティングダクト用プラグ
291	ハンドランプ			22	ライティングダクト用アダプター
292	庭園灯器具			23	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器
293	装飾用電灯器具			<b>変圧器・安定器</b>	
294	その他の白熱電灯器具			24	ベル用変圧器
295	その他の放電灯器具			25	表示器用変圧器
296	広告灯			26	リモートコントロールリレー用変圧器
297	検卵器			27	ネオン変圧器
298	電気消毒器(殺菌灯)			28	燃烧器具用変圧器
299	家庭用光線治療器			29	電圧調整器
300	充電式携帯電灯			30	ナトリウム灯用安定器
301	複写機			31	殺菌灯用安定器

電気用品安全法 経済産業省 2008年11月20日